

議案第 1 1 号

嘉島町消防団員の定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

嘉島町消防団員の定員、任免服務等に関する条例の一部を改正する条例を次の
とおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

消防団員数の減少により、条例定数と実団員数に乖離が生じていることに伴
い、実情に応じた適正な定数管理を図るため、本条例を制定する必要があるので、
地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

嘉島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年嘉島町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「370人」を「300人」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

嘉島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年嘉島町条例第5号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(定員) 第2条 団員の定数は、 <u>370人</u> とする。	(定員) 第2条 団員の定数は、 <u>300人</u> とする。